

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香川県三郎池土地改良区が土地改良事業（単独県費土地改良事業（かんがい排水事業）三郎池幹線地区）を行うことについて令和4年11月17日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和4年12月2日から同月22日まで縦覧に供する。

令和4年11月25日

香川県知事 池 田 豊 人